

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成26年9月18日～平成26年10月20日(スギ))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
雄性不稔スギ (<i>barnase B4, Cryptomeria japonica</i> D. Don)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を環境省及び文部科学省のホームページに掲載
- ・記者発表
- ・資料の配付

(2) 意見提出期間

平成26年9月18日(木)から平成26年10月20日(月)まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は文部科学省ライフサイエンス課

3. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数	6通
整理した意見数	4件

4. 意見の概要と対応方針について

別紙のとおり

(別紙)

	意見分野	主な意見	回答	件数
1	遺伝子組換えについて	遺伝子組換えに反対します。	<p>本申請は、遺伝子組換えスギの限定された場所・期間における研究利用に係るものであり、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)(以下「法」という。)に基づき、学識経験者の意見を聴くとともに、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号)に基づき、各評価項目に関して科学的データ等を踏まえて検討した結果、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。</p>	1
2	学識経験者からの意見聴取について	誰によって選ばれた、どのような有識者に意見を聞いたのか。	<p>本申請については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)に基づき、文部科学大臣及び環境大臣が、生物多様性影響に専門の学識経験を有する者として幅広い分野の専門家を選定し、その名簿を公表した学識経験者の意見を聴いています。</p> <p>なお、学識経験者の名簿は、バイオセーフティークリアリングハウス(http://www.bch.biodic.go.jp/download/law/2014gakushikimeibo.monka.pdf)においても公表しています。</p>	2
3	第一種使用規程の承認について	<p>生物多様性影響評価の交雑性に関して、隔離ほ場周辺にはスギの天然林は存在しないと考えられること、雄性不稔スギであること、および花粉を形成するなど不測の事態が発生した際の緊急措置が講じられることから、試験を実施することで生物多様性影響を生じないと考えます。</p> <p>スギ花粉症は3,000万人以上の国民が苦しんでいる所謂国民病であり、その対策として無花粉スギが開発されたことは、素晴らしいことと考えます。速やかな第一種使用の承認と、実用化を目指した研究推進をお願いします。</p>	<p>遺伝子組換え生物等の第一種使用規程の承認に当たっては、法に基づき、学識経験者からの意見聴取を行うこととされており、さらに、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号)に基づき、国民から聴取した意見を考慮することとされているなど、法令に基づく必要な手順をとることとされています。</p> <p>これらの手順については、今後とも適正な対応に務めてまいります。</p>	1

その他ご意見(2件): 遺伝子組換え実験に対するご意見ではないため、記載を省略。